

第 4 回議会基本条例案検討委員会会議録

日 時 平成 28 年 11 月 16 日 (水) 開会時間 午前 10 時 2 分
閉会時間 午前 11 時 47 分

場 所 委員会室棟 第 1 委員会室

委員出席者 委員長 前島 茂松
副委員長 上田 仁
委 員 渡辺 英機 河西 敏郎 塩澤 浩 永井 学
杉山 肇 早川 浩 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 なし

議 題 一 過去の検討状況について
二 議会基本条例骨子案について
三 他の道府県の条例との比較について

会議の概要 過去の検討状況、議会基本条例骨子案及び他県の道府県の条例との比較について、事務局から説明を受けた後、骨子案について討論を行った。
次回、委員会を 11 月 17 日 午後 2 時、第 1 委員会室において開催することとし、閉会した。

質疑、討論

前島委員長 今、事務局のほうから三つの段階でご意見をさせていただいたところでございます。で、私も、ワーキンググループの会議録をちょっと読みまして、全体を読ませていただきました。それを主なる意見として集約してみますと、一つは各県の中からどこをモデルに考えるか、それが検討しやすいのではないかという意見が一つありました。いま一つは、他県の優れている条例を参考に議会機能の強化に重点を置いた条例が、独自性があっていいのではないか、これが二つ目の皆さん方がかわしたものを私がまとめたものです。三番目は議会活動が条例下で制約または拘束されないように、オーソドックスに策定するほうが良いのではないか。あまり細かいところまでやらないほうがいいのではないか、っていう意見がありました。四番目には、基本条例があまり骨抜きのようなものであれば、意味がないのではないか、という意見もありました。五番目として、県民にいかに理解される条例をつくるかが、必要ではないか。だいたい皆さん方の四回をとおした討議の内容が、議事録を精査させていただき、まとめてみましたら、それだけの御意見に集約されているということをご報告させていただきます。

それで、今日は、今の説明を受けてオープン討議、お互いに質疑ということではなく、進め方は我々が実質的に諮問機関としていただいたもので、質疑でお答

えする場面は一切つくりません。これは質疑でなくて、お互いに討論で意見を述べ合って、そうして骨子をつくっていくという形で進め方とすればそういうやり方で。事務局も答えようがありませんので、そんな点をご理解いただきたいと思います。これから、皆さんの自由闊達なご意見を頂戴したいと思います。

早川委員

今日、前回のいろんなことを、事務局からご苦労いただいて、いろいろな資料ありがとうございました。このあいだ出された議長案がこれを骨子をベースにすると承認をいただき、これに基づいて、今日のスケジュールだと骨子案の検討もしていくと、これについても意見もいいというんですけれども、その中で、この骨子が大切なので、骨子の 29 条と、29 条に議会改革に継続的に取り組んで行く方針を規定すると書いてあって、もう一つは、34 条に継続的に条例の見直しを行っていくという方針を規定すると書いてあって、私の感覚では、他県のいろいろな例えば栗山町とか、時代の変化に応じて古くなっていく条例もあると思う。議会改革検討委員会も、年に一回とか、恒常的にやらないと、作ったものが古くなってしまったり、時代に合わなくなってしまうし、そういうこともあるんじゃないかと感じる。この条例の部分に、委員会なりなんなりを恒常的に開催したか、という部分を入れるか入れないか、入れた方がいいんじゃないか、というのが 1 点。

もう 1 点は、やはり骨子案で 19 条の、県民参加の推進。委員会による県民との意見交換、21 条の意思決定に至る過程を県民に対して明らかにする、という点に対して、これは大変すばらしい、いいことだと思います。もちろん私たちは、民意を受けて地域の代表として県会議員としてやっていますが、なかなかそれだけだと民意を十分に酌み取れないし、酌み取ったとしても県民の議会への参加意識をやるためには、こういう部分も必要だと思うんですけれども、そこで、もし、ここで言うかどうかはわかりませんが、これに条文に入れるのと一緒に、この議会基本条例を検討する段階で、具体的に 2 月をあくまでも目指していくんだけど、これをしっかり目指していくためにも、可能な限り、どこかで県民参加のここに書いてあるので、まずは、検討段階のところで入れちゃったほうがいいのではないかと思います。そうかといって、まったくまっさらの状態でもなんでもかんでもっていう部分もあるので、この委員会の中である程度の素案を勉強した中で、11 月の末とか 12 月の最初ぐらいに、そういう県民参加のことをやっていくことも必要ではないかなと思っています。本当は、まっさらの状態、いろいろな人から、いろいろなこう突拍子もない意見がでたり、そういうことも必要だと思うんですが、ここである程度勉強した中で、聞く姿勢も必要ではないでしょうか。それをすることが、できるだけいいものを早くつくる、2 月を目指してつくることだと思うんですが。すみません。その二点です。

山田委員

今日、いろいろな資料をいただきまして、今、見てどうこうせいと言われても困りますし、先週のいろいろな資料をいただいた中で、いいたいことなんて山ほどあるわけですので多分、今日なんかやったら、一日ではおわらないんじゃないかというくらい多分あるんですよ。ですから、今日いただいた資料をある程度見させていただいて、その中で、では何を加えればいいのか、というのを持ち帰って、また、次回とかに委員の皆様方がそれぞれ意見が出てくると思うので、それを事前にある程度、事務局で整理していただいて、ある程度、議長のたたき台を案として、何が必要なのか、とかっていうことがいろいろ意見がでてくると思うんですよ、紙に書いてでもなんでも、その提出した中で、それを検討していくという流れで、ぜひとも一遍やっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

上田委員

このあいだ私もちょっと言わせていただいたんですけれども、今回の骨子案ですか、それから次には今度素案という形で動くっていう全体の流れみたいなものを示していただいたが、この流れの中で、今回の条例の中で先ほど早川委員もいいましたけれども、やっぱり開かれて、県民の意見と交換をしながら、キャッチボールしながらやってくんだっていうことを、条文へ出すということであれば、今回、骨子案ですけれども、素案ですか、そこへ至る前に、一回県民と、方法はいろいろあると思いますけれども、キャッチボールをするということをやったほうが良いと思うし、それこそが私たちが山梨県がこの議会基本条例をつくる時に、方法論として、こういうことをやりましたっていうことで、県民に訴えることができると思うし、それをぜひご討議していただきたいと思いますし、私はやるべきだと思いますけれども、よろしく願いいたします。

それから、まったく同じような形になってしまうかもしれませんが、やはりあのいつも恒常的に開かれているということですから、毎年毎年一回この委員会は開くみたいなことも規定すべきではないかというふうに思います。御討議よろしく願いいたします。

小越委員

私が思うには、前文に他の議会のところでは、地方分権とか一括法の話が出ていますけれども、今回山梨県議会が、この議会基本条例をつくる経過は、流会がやっぱり一番の原因になっているわけですから、流会の経過と、それを受けて、県議会として痛恨の思いと、二度と過ちは繰り返さないっていう決意を盛り込んでそれが後世に、こういうことがあったから私たちは決意を新たに議会基本条例つくります、っていうのを私は入れた方がいいんじゃないかな、と思っています。それから、この議会基本条例を貫くコンセプトが確認されたほうが良いのではないと思う。オーソドックスなものもありますが、私は、県民に開かれた議会、徹底した透明な情報公開、真摯で活発な論議が行われる議会、というのが大きな枠組みの中で、いろいろな総則や条例があったほうが良いかと思っています。その中で、今回いっぱいあるんですけれども、先ほど上田議員や早川議員から言いましたけれども、今回のこの議長案のたたき台だけでもお示しして、県民の皆さんからこういう意見があった、私たちも論議をしているんですけれども、県民の皆さんどのようなことがご要望でしょうか、県議会に対して、私はとにかく流会のことを県民の方々が怒りをもったり、まあ議会にいろいろな思いがあると思うので、それを出してもらおうのが、あのとんでもないことも、ぜんぜん関係ないこともあるかもしれないけれども、県議会に対してどんなことを思っただけなのか、県民の皆さんが。ここをもっとやってほしいとか、ここを改めてほしい、ここを頑張ってもらいたいっていうのを、県議会が受けとめて、皆さんに開かれているんですよ、という姿勢を見せるのが大事だと思うんです。先日、新聞に載ってましたけれど、市民団体の皆さんが意見を聞いてくれるというふうに、ここにあって書いて聞いております。なので、県民の皆さんから意見を聞くという立場を貫くのが、県民に開かれた議会であるし、徹底した透明な情報公開になるし、活発な論議になると思いますので、この議長案の骨子をまず県民の皆さんに見せて、ご意見あったらどうでしょうか、というふうにしたらどうでしょうかと思っている、中でも、議長の思い入れがあるのが、議長の役割っていうのが、かなり書かれていると思うので、立候補制のところをぜひ入れてほしいと思います。立候補も、立候補しないで、自薦、他薦でいくと、立候補制、議長としてのこういうことしたいということができなくなるので、必ず、私はこういうことをしたいというふうに、立候補制をとったり、議長になる人は、こういうことをしたいということ、県民の皆さんにわかるような形ですべきだと思います。

例えば、福井県では、少数意見に配慮しつつ、という文言があるんですよ。少数意見の尊重ということ、鈴木議長も言っていますので、少数意見の尊重や、

全ての会派が参加する議会運営というのをどこかに入れて欲しいと思っています。それから、広聴広報活動について、三重県では、議員で構成する広聴広報会議というのがあります。それから、議会だよりは、みんなで、市議会なんかは議会だよりを議員でつくってやっているんですけども、議会だよりを議員で構成して考えると、その中身の中も賛否を必ず入れるとか、公開的には政務活動費のこととかも含めて、と思っています。

それから、滋賀県の中では、2年毎の検証というふうに書いてありまして、先ほど早川議員も言ったんですけど、私たちは、今この流会を受けて、この議会基本条例をつくらうと思っているんですけども、改選して新しい議員が出てくると、「え、そんなこと」となってしまうので、滋賀県では、改選ごと2年毎に検証しなおすと条例に書いてあるんですよ。そういうことも含めて、毎回、このようにアップしていくというか、この条例を考えたり、条例に基づいての議会改革がどの程度進んでいるのかっていうのを検証するシステムを入れておかないと、作ったままで、江藤先生が言ってましたけど、寝たままのところ、そうならないように、常にここに立ち返るようなシステムを作っておいたほうがいいかなと私は思っています。全日程のテレビ中継とか、議会のモニター制度とか、特に請願の話で、私も議員になって思ったんですけども、請願の審査がくると、委員会で紹介議員がいなければ、ただ見てるだけで、話がしてしまうと、請願人の意見陳述や紹介議員の意見陳述を必ず入れて、ここにもあの議会の議長案にも書いてありましたけれども、請願は、市民の皆さんからの政策提案だと受けとめるといのであれば、政策提案をしていただいている意見陳述を必ず入れるくらいにすれば、議員と県民とこう一緒にこう県民福祉の向上につながっていくのではないかなと思うので、私は請願の審査の中に、必ず県民の請願に紹介議員の声を入れているというのを、そういうのをいれていただきたいなと思っています。まずここまでにしておきます。

杉山委員

細かいところはそれぞれの意見でまた詰めていけばいいと思うのですが、もう少し印象的に、たとえば、早川議員もちょっと触れたんですけども、重なるところがだいぶあって、例えば、22条、23条なんかは一つにしたほうがすっきりするんじゃないかな、というところが多分できてきているんじゃないかな。もう少し精査をして、もう少しすっきりした方が基本条例としてはいいんじゃないかな、という印象を受けました。

それから、県民の意見を聞くということは、当然、できれば一番いいと思うんですが、方法をどうするのかというのがないと、一部の人に来てもらって意見を聞くということが、そういうことをしたときに、その意見が県民の意見なのか、ってということにもなるんですよ。一番いいのは、パブコメとか、ほんとに全ての人に参加できるという方法が担保できれば一番いいんでしょうけど、その辺をしっかりと詰めていかないと、県民の全ての意見なのかどうかっていう議論はまた出てくるのかなと思います。

渡辺委員

小越委員から前文の話が出ました。流会の反省を、という意見がありましたけれども、それが議会基本条例の全ての原因ではないと、私は思います。これは、前期の時も、基本条例の制定に向けて動きがあったということで、長い県議会の歴史の中で、流会が原因ということは非常に難しい問題だと思うんです、前文が。で、議長の権能、そうしたところへ流会回避というのは盛り込むのかなと思うんですけども、その方が良いような気がするんですけど。一点は。

あとは、県民の意見を聞くタイミング。これは非常に難しいのかな、と。今、議長案が示されたところで、ということですけども、まだ我々も勉強が足りてない、こういう中で、伺ったことに対して、どのようにお答えしたらいいのか、

という問題もありますので、やはり、これは、一つの事に対していろいろ出ていますけれども、もう少し勉強して、聞かれたことに対して答えられる状況の時に、県民の意見を聞くというのが一番いいのかということと、今、杉山委員から話があったけれども、県民という枠を、どういうところが県民の意見なんだという、ここも難しいわけで、一人きていただいても県民だし、その辺が非常に難しいと思うので、県民というところを、どういうようなところを我々が意図しているのか、その辺の話し合いも大事ななと思うんです。もっといえば、選挙区へ帰って、今、こういうことをしているんだ、というところで、お互いそこで聞いてきて、実は地元ではこういう意見があった、ということもまた、これまた県民の意見の反映に繋がるわけですから、その辺ももう少し、話し合いというか意見交換を進めていけばいいのかなと思います。今のところそんなふうな考え方ですけれども。

永井委員

今、皆さんの意見を聞いていて一つ思ったことは、私も他の議会の基本条例を見たりしたんですけれども、まず一つは、この委員会で決めなきゃいけないのは、県民の方々に聞く前に、山梨県の議会として、この基本条例の何を主眼としてやるのか。例えば三重県、今この中で一つの例を上げると、定例会の回数会期っていうところは、それを明記するように基本的な考えを定めるって書いてありますよね。例えば、じゃあ三重県はそういう部分の中で4回の議会を通年制の議会にすることを目的にして、そこはということかかっていうと、いつも議会が開かれていて、より県民の皆さんの意見を聞いて、議会活動ができるように、ということ通年制にしたらどうし、何をこの県議会としてやっていくのか例えば委員会活動を充実していくということであれば、これは私の持論ですが、今常任委員会4委員会が同日にやられていますけれども、これを例えばずらしてやって、他の委員会を他の所属している委員会の議員が傍聴できるようにするとか、たとえばそういう部分の中で議員の質を高めていくようにするとか、何かそういう、今言ったように、当然その根っこには、今回の流会の問題もあるので、何をこの中でやっていくか、そこからでてくる例えば会期をどうするかという部分があると思うんです。これ全体的な話で漠然とどうですか、っていう部分よりも、私はまったくそこは、要はここで意見を聞いてここでやろう、ということになった時に、県民の皆さんにも聞くし、残りのメンバーの人たちにも聞くし、このワーキンググループとして何を主眼としてやるのか、ということをもう少し明確にしてから話を進めていったほうが、この議長案の骨子をよくよく読んでみると、これは条文ではないので、委員会の部分もそうですし、定例会のところもそうですし、条文にはなっていない、明文化するとか明らかにするとか書いてあるので、そういうところが見えてこない、なかなか、意見を聞きませんといっても、これがあって、骨子があって、では、これ、山梨県議会として皆さんはこういうことをやりたいんですか、と聞かれたときに、県民の皆さん、何でもいいですから言ってください、というのは、それはちょっとどうかと思いますし、山梨県独自の議会基本条例になってかないのではないかと思いますので、そういう議論から入っていくのも手じゃないかと思います。

早川委員

まず、感じたのは、他県の例がけっこう重なっているんですけど、すみません、私も読み込みが足りなくて。山梨県独自の、山梨県だけ言っているところって、あるんですか。それで、いろいろ、県民の意見を聞くというところで、聞いた方がいい、勉強したほうがいい、という二つがあって、自分自身は両方だと思っていて、並行していかないと、このスケジュールを入れて、具体的に2月に目指すのであれば、両方、私たちも一生懸命、この資料も先日もらってますね、私は、ある程度、地元で地域の人たちに確認をして、さきほど渡辺委員がすごくいいことを言っていて、私たちの地元の意見であると、具体的にいうとで

すね、ここの委員の中である程度勉強して、ここの検討委員会の素案が決定をするのが 11 月下旬に決定をするスケジュールになっています。こういう中で、ある程度、意志疎通ができた中で、その段階で、今も参加をしているのは自由ですけども、意見については今発言ができないので、地域とか人数も偏りがないように、そういう公聴会をすべきなんじゃないかな、という。で、それが全て県民の意見ではないけれども、それをするのがですね、開かれた、ここにですね、意志決定に関わる過程を県民に対して明らかにするっていうことが、この議会基本条例の案に出ているんで、それを先んじてやることも必要じゃないのかなと思っています。ついては、そこに向けて私たちも懸命に、まだあと 15 日あるので、しっかり永井県議がさっき言ったように、私たちも、どうですか、って聞かれたときに、わかんないんじゃないかと、私たちの議会基本条例はどういうことを主眼に置くんだったっていうことを勉強しながら、それも組み込んで行かないと、次にはもう 17 日、次には 21 日、もう知らないうちにあと 1 週間後にここの委員会で骨子が決定しなければいけないんで、そういうことも必要ではないかと思えます。

小越委員

私は、県民の皆さんから質問出て私たちが答えて、私たちの正解とか回答とかじゃなくて、県民の皆さんいろんな方がどんなことを思っているのかを私たちの参考にするとするか、一緒に考えていくという姿勢がいいかと思う。私たちはこう思っているけど、あんたたちはこう思いますじゃなくて、私も議会を思っています。っていうことを作りあげていく、一緒に参加していただくという形態が私はいいと思っていて、こちら側ができたから聞くんじゃないかと、一緒に作り上げていくっていうのがやっぱり県民にとってみると、県議会が近くなるし、こう、言われたことをどうかっていうよりも私は、例えば議長案でなくてもいいんですけども、こういうものがあれば、こういうことなんだな、ということも含めて、どうでしょうか、っていうのを聞くという形が私はいいかと思うんです。こちら側の意見はこうだけど、それはいいとか間違いとかじゃなくて、県民の皆さんは誰かっていうのは、あのそれは、この人、団体、いろんなことあるんですけども、例えば手間かかるかもしれないけど、県民に開かれたっていうのであり、これから条例つくっていく中で、例えば重要なことは各地域からの県民からの意見聴取もするっていうことも、どこかにありましたけど、例えば県域ごとにとか、私の知っている人から聞くのだとやっぱり限られてしまうと思うんですよね。もっといろんな広くオープンに、まあ、来るか来ないかは分かりませんが、皆さんにどうぞ何でも言ってください、県議会に、っていうのを 4 圏域ごとにするとか、そういう風にするとか、来るこないとか、2 人かも、500 人くるかもしれないけれど、県議会は、県民の皆さんと一緒に歩いていこうと思っただけですよという姿勢を見せることは非常に重要だと思うので、こちらが作ったからどうですか、っていうよりも一緒に作っていくという形で、県民の皆さんと意見交換を、公聴会なのかタウンミーティングなのか、名前はわかりませんが、その圏域ごとでやるとかしたらどうかと私は思っています。

山田委員

私個人的な意見ですが、この基本条例の策定っていうのは、その県議会議員がその県民の皆さんがこないだの流会ってものに対して、何やってるんだっていうところで、そのじゃあ、それをいかに県民の皆さんに分かりやすく、県議会議員っていうのはしっかりしているか、っていうことを試されていると思うんですよね。ですから、私は逆に、自分たちの全てをここにすぎ込んで、ある程度の骨子案というものを出した上で、これでどうですか、っていうものを県民の皆さんに見てもらってっていうくらいの意気込みでやっていかないと、ダメだと思うんですよね。私の地元でも基本条例の話もしますけれども、そんなのお前当事者だろう、という意見が出ているんですよ。ですから、ここはあくまでもその県議会議員として

のここまでその県議会っていうものをしっかりやるんだよということはある程度のものであってから、これでどうですかと、これで、まだいろいろとこういうものも必要だってものがあるれば、これはもう真摯に受け止めて盛り込めばいいわけですし、逆にお前ら何やってるんだって、さらの状態で見せたら、そんなものはお前らがまずしっかりとして決めるよと、それが県議会議員の仕事だろ、っていう意見があるんですよね。ですから、ここは本当に誠心誠意ここに骨子案を作って、それを県民の皆さんに見てもらって、これでどうですか、って逆に、っていうぐらいのものをぜひとも出していきたいなあ、と思っております。あくまで個人の意見です。

塩沢委員

今の話というのが、自分たちの基本条例だから、やっぱり私たちが自分たちの県民に対して、議会議員はこうあるべきだ、議会はこうあるべきだ、ということで自分たちが作ったものをやっぱり示して、パブコメなんかをもらうというのが一番普通なんだろうなと思います。私もそういった考えは持っていますので、ただ単にやたらと出してもなかなかこういろんな意見、バラバラに来るだけで、それよりも私たちの気持ちっていうものを先に示す、やはり決意を示すっていうのが、会のあれだと思えますよね。その中で、私たちは検討委員会だから、でも、議会としてやるというからは、私たちが出したものを、一回は全員協議会を開いてもらって、そこで示してみんなに理解をしてもらって、出すということも必要だと私は思っていますので、ある程度、期日を決めた中でのということも必要だと思います。

また、この基本条例っていうのは、当時ワーキンググループで何年か前にやった時には私もメンバーに入っていたんですけども、そのころはまだ、こんなに多くの議会で基本条例を制定されていなくて、4 県、あるいは群馬県などで作っていたが、今ではこれだけのところできていて、やっぱりいい部分というのを抜粋している部分があるかと思います。これに、あとは、議長案の中の議長の特徴っていうのがね、出してあるもので、あとそれに私たちの中では、山梨県としては、これだけはやろうじゃないか、っていうものを、それをみんなで検討していれば、私はそこからスタートして、さっきの 1 年あるいは 2 年というサイクルでしっかりと作っていけば、それで最初のスタートが切れるのではないかなと思いますので、そんな形で進められればいいなあ、と個人的には思っています。

上田副委員長 非常に、県民という意思をどうとらえるかっていうのは難しく、声の大きい個人がいたり、あるいは集団がいたり、こないだ新聞にも報道されましたが、どっかの団体が議長のところへ要望したり、それも報道になったりして、それが世論になったり、といったいろんなことがあるんですけども、ただ、当然我々の条例ですから、我々がしっかりしてということも確かにその通りだと思います。

ただ、反面、他の委員も言ったように、決めてからということもありますけれども、おまんどう何やってるだあ、という意見が県民にどのくらい意見がでてくるかということも捉える必要があると思っております、いい、おまんどう意見いうぞ、という人もいるし、まずは間口を思いっきり開いて、県民の意見を聞いてみて、最後は集約させて、決めるのは我々だったり、我々がきめるんじゃないかな、というふうにぼくは思います。一回窓口を思い切り開いちゃって、当然整理しきれないものもいっぱい出てくるとは思いますけれども、それはそれで今度は議論して、これはこうだからって整理していく、そういう過程を一回踏んでみるのも必要ではないかなと思います。しかもたまたま、今回はこういうことを始めるわけですから、そういうこともやってみなくて、ある程度決めつけていくのはどうかなって、というのが私の意見です。よろしくお願いします。

早川委員

パブコメの今の現状の捉え方、私は県民に聞いたり、地域で聞いた、その人たちの自分なりのまとめた、なかなかパブコメってこう、いろんな政策で決めて県民になげますよね、なかなか県民がパソコンを見て、県庁のパブコメに書くって人はなかなかいなくて、やっているんだけど、県民がそれを見ないってことは、一つの権利放棄だと思うんですけども、それだけだと、なかなかいけないっていう感じは確かにあります。ですから、先ほどの県民に開かれたということであれば、繰り返しになりますけれども、ある程度この研究会の中で、勉強するなり、これももらってから時間が経っているので、それぞれ皆さん勉強してきていると思うんですけども、そうした中で、素案をある程度、まあみんな固めた中で、パブコメの前に地域に偏りがないようにとか、意見に偏りがないように、その時に県民にどうだっていったときに、ある程度自分たちも勉強した中であることのほうが必要だし、ただそれを全部がかたまってから、逆に県民にどうだっていうものでもないと思う。確かに私たちの議会基本条例なだけども、そこがうまくいってなかったり、不透明だということがですね、流会の原因もなかなかはっきりされていなかったり、私たち県議員も民意をなかなか反映できてないっていうそういうクエスチョンも県民から聞いているので、私たちも勉強した中で、ある程度のところでやはりパブコメの前に、やっていったらいいんじゃないか、とは思いますが。

永井委員

早川議員の意見に私もちょっと似ているところもあると思うんですけども、山田委員がおっしゃることも、私もそういうふうに思っていて、ただあのガチガチに固まっちゃったし、どうですか、とやられても、しかも、意見を言ってもそれはなかなか変えづらい、というのもあるので、骨子がある、で先ほども言いましたが、何をやる、ある程度こういう形がおぼろげながらも決まってくる、そこで、意見の広聴っていうのも必要なのかなあ、と思います。さきほど上田委員が言ったのですが、これは私の意見ですが、入口の間口を全部ぱんと広げて、まっさらな状態から、どうでしょう、皆さん意見を聞かせてください。というのは、私としてはこの議会基本条例をつくる中で、それがたとえ流会ということがあったかなかったは別として、何でもかんでも、間口を広げて何でもかんでも県民の皆さんから意見を聞くことが民意を反映することになることなのか、議会基本条例を作っていくことに一番適しているのか、私は正直疑問に思います。やっぱりやわらかくてもいいので、今、早川議員が言ったように、ある程度の概略を決めた上で、まだ今でも入る余地があるよと、どうですか。第一、議会基本条例のその会議等々、考え方、例えば前文とか、基本理念とか、そういう部分の中であれば多分でてくるでしょう、いろんな話が、じゃあ、流会の細かい部分で意見が例えばでて、それは重要なことかもしれないけれども、そこをまっさらな状態からっていうのは、私はそれは、果たして一つ一つの民意を全部吸い取ることになるのか、と私は思いますんで、私はあらあらでこう作ったものに対して、こうどうでしょう、とやったほうが、私はより県民の意見も入りやすいし、いいものができてくるんじゃないかなと私は思います。

上田副委員長

私の説明の仕方がまずかったのかと思いますけれど、私も何もなくてというのではなくて、この議長案があるから、これをたたき台にして、そうしないと県民の皆さんも意見も言いづらいと思うんですよ、何がなんだかかわからなくて。だから、それはそうなんですけれども、これは出して、多様な意見をできるだけ、開かれてオープンに聞くようなスタンスで臨むほうがいいんじゃないかと、こういうことですから、そこは多分同じだと思いますけれども。

塩沢委員

ガチガチのものを出そうというじゃなくて、その私たちの気持ちがかもったも

のをしっかり出してという意味なので、何もそのパブコメ出した段階で、そのいろいろ意見をもらったものを取り入れない、そういうことじゃあ、パブコメなんて出す必要ないんだから、そんなことを言っているんじゃないで、私たちの熱意のあるものをしっかり示して、パブコメなり意見をもらうっていう機会を取るということを言ったつもりなので、その辺ちょっと言葉足らずだったかもしれないので、改めて。

それから、この基本条例をそもそもつくるっていう、さっき流会の話も出ましたけれども、やっぱり一番の目的は県民の福祉向上ということが一番の目的かなというふうに私は思っています。だから、そのためにいろんな意見がどうのこうのっていうことをもらう。それは今からの政策とか、そういうことを県民から意見をもらいやすいように、私たちがこういう活動をする、こういう行動をするんだよ、ということが一番の目的なので、基本条例がどうこうというよりも、私たちは、それがやりやすいようにやれば、そこから始まってくるのではないかと思いますので、このたたき台というのは、十分それにその内容ではないかなというふうに私は思っています。

永井委員　　だとしたら、このたたき台、骨子を示すために、今これどうですか、っていうって、これ読みました、検討しました、だとしたら、この骨子を示す前に、どういふふうにやっていくかという議論に入っていったらいいのではないかな、と思います。

小越委員　　上田議員も言いましたけれども、出てこないかもしれない、意見が、正直なところ、県民の皆さんがこの骨子案見ても何のことだかわからないみたいなの。でもそれも含めて、県民の方々がどう思っているか県議会に対してっていうのを、受けとめるというか考えることが必要かなと思っています。別に、前文に流会からこうなったということを書かなくても、流会の責任をやっぱりどこかに書いたほうがいいと思うんですよね。流会がこうなってこうなってしまったということ。それがないと、なぜこれを作ったのかということが、反省とか教訓とかいうのがないので、それが前文で一番最初にくるわけではないですけど、そこを入れておかないと、私はまずいな、と。決意というか、今後これをつくるにあたって、二度とそういうことはしないようにするっていうのと、私さっき言った、コンセプト、この議会基本条例のコンセプトは何なのかというのをやる、骨子案をもとに、一回投げてみて、どういう反応をするか、わからないです。はっきり言って県民の皆さんが。そんなのお前たちがやればいいって思うのかもしれないけれども、県民の方々と一緒に議会は歩いていくなだよ、というふうに、それが議会基本条例をつくるためのコンセプトになっていくと思うので、結果はわからないですけども、一回一緒に考えませんか、というのをやってみたらどうか、と私は思います。

ガチガチ固めて、私たちが答弁に立つような話じゃなくて、一緒に考えませんか、ということで、そうであればこの議会基本条例の骨子案議長案がそれなりにつくられていると思うので、これをもとにご意見を聞くとかしてみたらどうかかなと思っています。それがいつなのかって、時期的にはちょっとそれがもう少し、ここの議長案のこれを議論してからでいいと思うんですけども、パブコメ、全部つくる前に、皆さんいかがですか、っていうふうに、こちらが答弁するんじゃないで、一緒に考えましょうってやったらいいと私は思います。

早川委員　　そうすると、パブコメの前に私たちの決意っていうかある程度のものを出していくんだけど、その前にまず二つ、組み込むことと、一緒になっちゃってるんで、まず私たちがまずここ、これを議題として、最後にそれが、次にこうなん

ていうか、いつ県民の意見をどういう方法で入れてくか、という話を分けてしたほうがいいと思います。

杉山委員

今、議論でいろいろ意見がでてるのは、県民の意見をやりながら聞くのか、そうでなくて、ある程度まとめてからパブコメ出してっていうことにするのかっていうと多分、こう食い違っていると思うんですけども。県民の意見を広く聞けることができればそれはベストかもしれないですけど、県民の意見というのは、英機先生言うように、どこをこう県民の意見とするのかっていう、それぞれの議員が、有権者にそれぞれのところで、いろんな意見を聞くのも県民の意見だし、例えば、早川さんが言うように偏りがないように、来てもらって聞くっていう。偏りがないようにというのは、具体的にどういうふうに偏りがないように呼ぶのかというのは、むずかしい問題になってくるんですよ。そういう意味では、広くここにいる委員もそうだし、必要であれば、他の県会議員さんのところにも呼びかけて、それぞれの地域、それぞれの支援者とか、もろもろ県民の意見を聞いてきてください、ということも県民の意見を聞くことになるし、いろいろな方法があるんですけども、具体的に、この委員会の中で、基本条例をある程度まとめて、パブリックコメントで広く県民の意見をきくっていうのがルール上あるわけです。いい案があれば柔軟に修正するっていう気持ちがあれば、十分県民の意見を反映できると思うんですよ。そういうことを、まずじゃあ具体的にこれからどうするかっていうことを決めていかないと、この先県民の意見を聞くのか聞かないのか、っていうことも、どういう方法で聞くのか、っていうことをまず共通認識を持たないと、やたら細かく説明しても困るなって、そんな気がするんです。

渡辺委員

30道府県で作っているということで、多分こういう議論はどここの県議会でもされたのかと思うんですよ、県民の意見をどこへ反映するか、っていう。で、まあパブコメをしたのか、アンケートをとったのか、それはわかりませんが、この条例を作った県のやりかたね、県民の意見をどういう形で聞いたのか、それを知るのも一つの考え方かなと思うんです。そのへんをまたもし、事務局のほうで、後に早めにそうしたことも情報ができれば、それもお願いしながら、参考にしていきたいなというふうに思います。さっき、確かに県民の意見を聞くことは大事なことですけれども、やっぱり、基本的には我々が議会から選任されて、基本条例作成委員会ができたわけですから、その意思をやっぱり意志があるものをお示しして、それから意見を伺うというのが順序じゃないかなと思います。

杉山委員

さきほど小越委員のほうからあったんですけども、基本条例をつくる過程の明確化っていう話がでたんですけども、この委員会の議事録だとかそういうものは公開するってことでしょうか。確認なんですけれども。そういうことを公開することによって、広くこう情報も出るし、県民も知ることになると思うのですが。

前島委員長

今日は、皆さんのいろいろな意見を出してください。意見を出してそれを最終的に私のほうで整理させていただいて、次回の取り組みを含めて提案をしたいと思っています。今日は、いろんなもう運営のあり方であろう、意見であろうと、何でもいいますから、時間の限り発言をしていただいて、それであのしぼりあげさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

渡辺委員

たたき台がでているんですけども、大事な前文がまだできてないということですので、その前文をどうするかということですよ。個人的な意見でいえば、

委員が全員 1 人 1 人が書いてきて、それを発表すると。これも一つの案ですよ。ですから、もう少し、この前文について御意見がいただければなと思うんですけども。私はそういう意味で、個人的に委員はそのぐらいの決意をやっぱし、前文を書いてくるぐらいのものがなきゃいけないかなと思うんですけども、いかがですか。

小越委員

この骨子案がたたき台であれば、私はこういう風に思うとか、いやここを入れるとか、ここをもう少し加えたらどうか、それが基本条例なのか、改革なのか、もっと違うことかはわかりませんが、とにかく皆さんから出してもらうっていうのも一つの案かなと思って。私は、そのさっき言った前文にその経過を来るのと、そのコンセプトをね、私は三つだと思っているんですけど、そういうのを書き、それをもとにこの条例が貫かれるっていうか、その貫く考え方っていうのがないと、整合性が合わなくなってしまうかな、っていうふうには思っているんで、皆さんがこのいただいた資料に基づいて、どんなことが必要なのか、こういうことも入れたほうがいいとか、いやいらぬとか、逆にこういう文章を書け、とかというのを、みんなが持ち寄るというのも一つの手かなと思います。私はいろいろあるんですけども、そういう少数意見の話だとか、県民に開かれたとかいうのも含めてやればいいかなと思っています。なんとなくこの話の中では、私の思い込みからもしれませんが、県民の皆さんから意見を聞こうっていうことは、皆さん一致した意見だと思うんです。やり方と時期とどういうふうにするかっていうのは、またちょっと違うと思うんですけど、私たちだけで作って終わりじゃなくて、県民の皆さんからちゃんと意見を聞くんだと、それを聞いて取り込む余地、っていうか、取り込みたいと思いますよ、っていうのは、この委員会の中でみんな確認できた私は勝手に思っているんだけど、あのそうかなと思う。それがいつやるのか、どこでやるのか、っていうのがこれからのその論議の中で決まっていくかと思うんですけども、やっぱりそれは、ここで確認をしあってみんな意見をきこうとする。っていうのは確認してもいいかなと私は思いました。

早川委員

さきほどの話しの中で、この議長案の中で、個々、私も一応短い中で勉強してきて、私は条文に条例の見直しのところに、または継続的に改革をしていくというところに、この委員会を年間に一回やったほうがいいとか、2回やったほうがいいとかいう具体的な意見を言いました。ただそれよりも、ほんとは一個ずつ皆さんでやっていくのもいいと思うんですけども、英機委員がおっしゃったように、一番のその理念というか、骨子になるように、前文について、そこがばらばらとなかなか進まないの、前文についてある程度、議論していくのが非常にベースになるんじゃないかなと思います。

山田委員

さきほど私も言わせていただきましたけれども、次回までにここをどうしたほうがいい、ああしたほうがいいという具体的なものをまず持ち寄って、今ここで前文を話せて言ったって無理ですよ。私も昨日議員研修会に言って、発言をするのに手を上げて、山梨県議会の山田ですというのが、自分の中ではすごくはずかしかったですよね。そういう意味合いも込めまして、いろいろな前文というものも皆さん方の思いもあると思いますんで、それも含めた中で前文も含めて、じゃあ、適当にここあいてますけれども、この 19 条のところこういう文を加えたほうがいいんじゃないか、この文はこう間違っているんじゃないか、っていうものをまず具体的に持ち寄って、それを整理するっていうところから、まず初めていただきたいなと思います。

早川委員　もちろん、今現状で分からない部分もあるし、次回に持ち寄っていくのも非常に大切だと思います。ただ、時間がまだあって、ここのスケジュール表に今日、条例の骨子案議長案について、前回についてこれを皆さんで認めて、これについて話し合おうっていうふうな認識でしたので、全部は全部議論できないにしても、限られた時間でこれについて、話し合っていくっていうのも必要だと思います。これをまったくわからないっていうか、もちろん次回にとって持ち込む、だから、このスケジュール表がみんなに配られて、二回目に条例の骨子案検討 2 があるので。ただ大切なことはそこで決定しちゃうんですね。一応スケジュールだと。だから、ここでもこれについても、少しは意見を出したほうがいいと思います。できる人はです。はい。

前島委員長　前に提案をしておきましたように、初めと終わりは目標立ってますけれども、その間については、弾力的に開催をしましょうという委員長としては提案してあります。この日程スケジュールにこだわらないで、ということでご理解いただきたいと思います。足りなかったら入れていくということです。

塩沢委員　確認ですが、例えばこれを示すんだっていうときに、この文章が条文じゃないですよ。これがどういうふうな条文になるのかっていうのが、実際に示す時には、これを示すわけではないので、実際に示す案を早いうちに、この例えば第 1 条の目的、これが条文になるとこうなるっていうものも、そこもまた重要だっていうふうに思いますので、その辺のことも議論の中にいれていただきたいと思います。

小越委員　一個一個やっていってもいいんですけども、この議会基本条例で私たちは何を到達させたいのか、何を確認したいのか、という前文とか基本理念とか、私はコンセプトっていうんですけども、そこを皆さんが出し合って、そうであれば、ここは条例に書かなくていいとか、ここは条例にもりこむべきだっていうふうになるし、順番も、県議会によって順番が違うわけですよ。議長の役割が後に来て、県民と議会の役割が先にくる条例もありますし、どこに重きを置くかという考え方もあるので、一個一個やるのも大事なんだけど、全体でこの議会基本条例を貫く考え方というか、それをみんなで確認しあって、ここまでは到達して、というのをみんなで話し合ったほうが抜け落ちないというか、漏れがないし、全部網羅的にできるかなと私は思うので、一つ一つ皆さんから細かいことも含めて出してもらうのはもちろん出してもらって、細かいこのところをもっとこう、ということと同時に、全体を貫く基本条例のあり方をちょっと論議したほうが、抜けがないというか漏れがないと私は思います。

渡辺委員　まったく同じ考え方ですよ、日本国憲法見ても、あるいはいろんな法律見ても、そこに背景が全てその時代的な要請があるわけで、これをつくるね、前文の骨子案がないということが、ちょっと不思議なんですけれども。そこが一番大事なかなと思いますよ。その中身を今、小越さんのように検討していくという。うん。そうしないと前へ進まないでしょう。骨子案についても、例えば議長案をもらうとか、あるいはここでつくるか、それも必要なことだと思いますね。

目的、前文の骨子案をもらうということもね、議長の考え方を。それが大事かと思えます。

早川委員　今、英機委員から提案があったように、議長としての前文、山梨県の特徴、背景、意志を出していただいて、議長としてのたたき台も出していただいて、ここでは皆さん文章考えられないけれども、もし各委員に思いがあるのであれば、委

員としての前文、それを持ち寄れる人は持ち寄って、そこで固めていくことが、必要なんじゃないかなと思います。

渡辺委員 それは大事だよ。自分たちの魂をいれるということが。

前島委員長 皆さんのお手元に、他県の前文の参考になる資料がついているはず。たとえば、群馬県なんかを見ると、気候、風土、産業、歴史、文化、そういう背景をもった群馬県であると、その群馬県の中での議会のこれからの役割が非常に期待される中で、というような文章化の中で、前文というのがつくられていますね。どうぞ見て、次回までに十分見ていただければ。

上田副委員長 だいたい議論していて、前文にハートを入れるというか、山梨県の、入れるということはみんな多分共通の認識だと思うんですけど、みんながだーっといろいろ書いても、それはまた・・・ある程度案を示してもらって、こちら側とすれば、ここはこういうことを言うべきだ、ここはいらない、というような、そういう意思表示をしてもらって、ある程度固めていくっていうのが、今の議論の中で方向かなと思うんですけども、もしそういうことであれば、そういう風にまとめていただければと思いますし、あと一個聞いたのは、開かれた県政をやっていくっていうことで、このままでは出すことができないって、塩澤委員も言いましたけれども、まったくそれはそのとおりであって、やっぱりそこはある程度出したところで、一回県民に、方法はまたいろいろ議論はあると思いますが、聞くということをもしあれならば、確認していただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

河西委員 議長がたたき台ってということで、これを出してもらっているんですけども、いくつか他の県にないものも入っていたり、まあ他の県とうちで入っているかっていう、いくつかあるんですね、項目が。だから、これをたたき台ってことでいいと思うんですけど。さきほど前文の話が出ましたけれど、議長案ということで、これだけのものを出してくれたということで、議長にも思い入れがあると思うんですよ。前文のたたき台も議長のほうから出していただいて、みんなで付け加えて・・・。それがないと、個人的にいろんなものを出してもらっても、いろいろありますから、ぜひ議長にそういう話をしていただいて、ぜひとも議長案を出していただければと思います。

前島委員長 皆さんの御意見がだいたいになっているのであれば、次回の進め方について整理をさせていただいてよろしいでしょうか。皆さんの意見を聞かせていただいてありがとうございました。

早川委員 前文の思いの中で、議長の思いを聞く前に、小越先生はここに流会ってというイメージを入れた方がいいということなんですけれども、私はここに開かれたっていう、県民に開かれたってイメージを入れた方がいいって、そういう思いです。でも、先生方おっしゃるように、まずは議長の思いを聞いて、それに対する意見を持ち寄るんですけども、それをぜひ、あの、このスケジュールですと、明日、持ち寄るといって、スケジュールのことを言ったらあれですけどもまあ、それを流動的に、ぜひ、いつまでにあの・・・そうですね。そんな感じです。

前島委員長 私のほうで、皆さんのご意見を聞きました。その中で確認をまずしておく必要があることはですね、なぜ私たちは基本条例をつくらうとしているか、ということですね、一つは。で、それは、我々議会の二元性の尊厳に立って、その使命が

果たされているかどうか、という議員のですね、自立性とか自主性とか主体性の立場に立って、その策定する必要性を私たちは認識を共有しているということだと思っただけですね。これはそういう意味で、私たちは基本条例を今つくろうとしていると。それで、他県の参考の条例も検討すると。その一方で永井さんから発言がありましたけれども、今、山梨県議会の課題は何だと、今どういう問題が議会運営の中で議会の中で欠落しているのか、という点を鋭く攻撃する必要があると思う。そういうものを併用しながら、やっぱり議論を深めていかないとダメだと。こう思っています。それが、我々がつくる、山梨県の個性的な自主性をもったやっぱりあの策定の方針。県民と条例案についての県民との関係については、当然開かれた活性化をした県議会を県民に示すという決意を基本条例ではうたっていくわけですから、それに当たって、県民の皆さんからのパブリック方式を取るか、あるいは公聴会的なものをとるか、っていうことをなんですけれども、それはそれとして、その必要性の認識は、かなり共有しているというように意見を聞きました。

その中で、その手続きをどうするか、っていうことになった時、先ほどの、原点は、私たちが、自主的に自立的につくるんだと。それを作った、骨格というか、我々の策定した案を県民に手続的に聞いてみると。ご意見を聞いて、補足すべきものがあれば、補足をしていきたいと。こういう手続の順序ではないかっていうふうに思いますよね。その点の確認をしていただくと、そのためには、皆さんからそれぞれ意見が出ました。議長案を中心として、皆さんが持っている今の議会の状況、果たして民主的なんだろうか、あるいは、執行部に迎合してないだろうか、あるいは、二元性の理念を貫いているだろうか、というようなこと、運営に当たって、公平そして公開性に極めてなっているだろうか、というようなことを、これから今少しフリー討議をして、そしてだんだん絞っていくことが私はいいと思います。ですから、繰り返しますが、スケジュールは、2月の最終議会に御議決をいただけるように、議長が提案できるようなところへ進めてく目標は持っていますが、その間は精力的にスケジュール日程をプラスして、議論を必要であれば深めたいと。県民への聞き方について、平等性という話がずいぶん出ました。確かにそうだと思います。一つの考え方をもった集団だけが集まってくる公聴会では意味がありません。あるいは、一部の人の意見をお聞きするやり方ではいけません。その方法については、これから共有した御意見の中で、どういう方法をとろうかと、いうことは、今後の議論をまた重ねていきたいと、こう思っています。

それで、次回の会議の進め方について、御提案でございますが、議長案を軸に、これから皆さん方、それぞれ他県の条文もみな入っていると思いますけれども、それをぜひ熟読していただいて、こういうところを、今お話しがあった、わが山梨県の現状、山梨県の現在、今改革しなきゃならんという点をですね、鋭くご意見を出してもらって、そしてそこに、山梨県としての、やっぱり、条例の他県とはまた違った。そういう基本条例がつけられていくことが理想だと思うし、願うところなんです。そういう点で、物まねばかりでなくて、きちんと主体性をもった作り方をやっていきたい。こんなふうに考えていますが、いかがでしょうか。そんな手順で進めさせていただきたいと思いますが。よろしいでしょうか。

それでは、次回の会議はですね、具体的に、前文的なことも含めて、検討するんですが、前文ていうのはどこのところのを見ていても、総花的なことしか書いてありませんね、どこの県も。問題は目的から始まって各条をどうつくるかってことが、大きなポイントだと思います。条例(案)ですから、条例をどうつくるかってことだと思いますんで、まあ、あのそういう点で理念とか条例の一つ一つをよくチェックをしてやっていきたいと思っていますけれども。

そんなことで、今回は具体的な議長案を軸に、条例のですね、議長が示してい

るところを少したたきあげたいと、それで、あの私たちの現在形の現状を十分分析しあって、欠落している課題について議論をしていく。こういう次回の会合にしたいと思いますが、どうでしょうか。

渡辺委員 委員長の意見と違うんですけれども、違うというか、かなりいいと思うんですけれども、前文についてはちょっと意見が違いますね。かなり見ている、地方分権が始まったその時とかで作って、時代的な背景をやっぱりそこに盛り込んで、かかるがゆえに、この議会基本条例をつくっていくと。こういうほとんど流れですよ。今、前文は委員長の発言は少し軽視というまでいかないけれども、条文も大事ですけれども、前文から始まるべきだと思います。

早川委員 次回が明日なんですけれども、その時に議長の思いの入った、委員長おっしゃるように、具体的に議論していかなければいけないので、ここに、年一回議会改革・・・をしるということも必要だけれども、それで私は言ったんだけど、それよりも前に議論がばらばらにならなかつたり、思いが一定になつたり、議長との意思疎通をするために、前文について一応ですね、総花的かもしれないけれどもそこをこう、魂のはいったものを、ね、してくことが大切だと思います。で、議長のたたき台を、可能な限り早めに出していただいて、ということですけど、明日は何を話しましょうか。

前島委員長 具体的な、中身の検討に入りたいと思っています。前文を含めてやりたいと思っています。ちょっと誤解があったらあれですけれども、前文というのは、総括的なものを表現をしているものですから、その中に、今度は目的とか、そして項目がこう条例一つ一つが作られていくわけですので、どこの県の前文を見ましても、極めて共通した前文になっているんですね、全体的に。文言は違いますけれども、全体の・・・。

(「委員長がそれを否定することはない」との声あり)

前島委員長 それはもちろんそうです。だから、もちろんそれも入れてやります。

上田副委員長 委員長にはさきほどからいい話をずっとしていただいたんですけれども、私も前文のところは、今のみんなの議論はそこへハート入れましょうっていうことだったので、結果的に総花的かどうかはともかくとして、やっぱりそこを一回きちり議論して、もれなく本線を通すようなかつこの意志を通して、そのあとで条文について議論をしたほうがいいんじゃないかなと、それがまた全体の流れもそんな感じだったと思います。

それからもう一つ、日程が 2 月を目標にするということもありますけれども、ぜひとも県民に聞く方法はいろいろ議論ありましたけれども、聞く期間ということも考えると、そこについても明日議論していく必要があると思いますけれども、そこは確認してほしいと思います。お願いいたします。

前島委員長 一つは、小越委員のほうから、たとえば流会の反省に立っての前文の提案が行われたので、私はそれは一つの私たちの反省の課題、そういう前文というのは内容ではなくて、全体をとらえる前文・・・。

杉山委員 内容については、この次の議題にしようということなんで。明日でいいんですか、議長案というのは明日で間に合うんですか。それと早川さんがいったように、それぞれ個人的に案がある人は持ってこいという話もあるんですけど。大丈夫な

ら明日で。

小越委員 全部が文章できれいに成文化されてなくても、私たちはこうことを盛り込んでやりたいっていうことは意見交換したほうがいいと思うんですよね。私はそういうふうに、流会を伴ったでなくても、こういうことも踏まえてって、いろんな県の前文も、似ているけれどもやっぱりちょっとずつ違うんですよね。その時代背景もあるし。岩手県なんかは、議会改革はまだ十分とはいえないっていうふうに書いてあったりするわけですよ。そういうことも踏まえて、さきほど、永井委員がいったように、こういうことも入れたほうがいいんじゃないか、ということを論議してから、やったほうがいいですよ。順番についても、この順番でいいかどうか、この項目入れたほうがいいとか、それを論議で、フリートークならフリートークしてやったほうが。一個一個これどうですか、ってやると、もれてきたり、整合性が合わなくなると思うので、基本理念をやっぱりコンセプトを考えて確認し合おうっていうのが大事だと私は思います。

前島委員長 前文とか基本理念というのは、おっしゃるとおりなんで、そのことを含めて、条例案を含めて、たたき台の検討を総合的に次回はやりたいとこういうことでございます。明日から。明日からだいたい皆さんの御意見ききましたので、スケジュール的には、まず具体的な議論に入っていきたいと思います。それで合意をいただけるのでしょうか。どうでしょうか。

県民との形は、骨格ができたところで、全員協議会にこれを諮って意見を聞かせていただいて、そしてその上に立って、県民とのいわゆるご意見を聞かせていただく手順をとると、こういう考え方で、取り組み方でいかがでしょうか。

上田副委員長 ということは、ある程度固めて方法論とすると、パブコメみたいな格好かなと思うんですけど、そういうことなんでしょうか。

前島委員長 だいたい形をつくらないと、県民としても判断をしていただくことができませんので、我々の検討委員会としての案をまずつくる、そして諮問でございますので、それを全員協議会に議長と協議をして皆さんにそれを移す、その意見を聞いた上で、それを精査した上で、その上でまた県民の皆さんに次の段階として意見を聞かしてもらおう。こういうやり方の順序立てをしたいということです。

上田副委員長 お話しはわかりましたけれども、先ほどの話しで、ガチガチとは言いませぬけれども、ほとんど固めてしまって、今の格好だと、パブコメみたいな格好になってしまうと思うので、その前にある程度案がでたところへんで一回、方法論はまたあのどういう方法があるかはまたみんなで議論すればいいと思いますけれども、何らかの形で、やっぱり聞くっていうことを一回やるっていう話だと私は承ってきたんですけども。

前島委員長 それは、上田委員が言っているように、もうやるということで皆さん共有しているということはお話しをしています。パブリックコメントの方式、あるいは公聴会の方式、そういうことについてはこれから議論しましょうと言っているわけで。

渡辺委員 議会を代表して、こうしてやっているわけですけども、パブコメを出す前に、全員協議会かなんかで、こんなような形のものができましたよ、とりあえず今まで。で、これで今度はパブコメやりますよ、というようなことも、これも大事だと思えますけれど・・・。

上田副委員長 最終的には、県民に広く聞くという意味で、全員に聞きましたっていうことのパブコメの制度ですから、それは当然やるべきです。ただ、全員協議会のタイミングがどこまでになるかわかりませんが、その前に、そこ行くまでの過程を一度聞くことが必要じゃないかっていうことを私は申し立てているつもりですけども。

早川委員 抽象的になっていて。具体的に言うと、この魂の入った前文を協議して、条項をある程度して、ある程度このへんの委員会で共通認識をした素案の決定がある程度できたところで、議員の他の先生たちにも、今、検討委員会はこういうふうな形で議論していますよっていうことを報告した上で、全員協議会で決定する前に、県民の人達に、私たちのつくる議会基本条例をある程度固めた、ある程度固めたっていうか、私たちに思いがなつた中で、ですからこのどっかで間に入れたらどうだっていうことを言っていると思うんですよね。それを委員長は先ほど、そういう思いながら、全部いれて一番最後に聞きましょうっていうふうにとれた。

前島委員長 そうでなくて、私が言っているのは、条例は我々が自主的につくるものなんだ、という考え方を基本について、私たちが、案をつくる、それを一度は全員協議会に移して、ご意見をさらにいただきたいと、議員同士の議論をいただいて、それをまた含めて精査した上で、その案をまとめた全員協議会の議論をいただいたものを含めて、県民の皆さんに御意見を聞かしてもらおうと。決定じゃないですよ。まず案の段階ですから、それで県民の皆さんの意見を聞く機会をつくりたいと、その聞く機会はまあ今言ったようなことで、これから議論をしましょうと。どういふ方法がいいかっていうことについて。どうですか、その点上田さん御理解いただきたい。全員協議会のほうも諮った上のほうがいいと思いますけれど。そうしてもらいたいですね。そうしないと、これは我々が案をつくって一遍に県民に流すっていうことはできないと思います、手続的には。どうしても議会の全員協議会の意見を聞いた上で。

上田副委員長 そこは、みんなの意見の合意で、そのほうが、ということであれば、そうだと思います。ただ、全員協議会の意見を聞いた後、また意見を聞いたあと、もう一度そこをもう一回ここで議論させてもらって、その上で決まったら、その上でパブコメをかけるとか、そういう手順をやっぱり踏むべきだと思います。パブコメだけで終わっちゃうというのは、いかにも作ったものを意見聞いているだけになっちゃうので、むしろ積極的に、ここに書いてある理念が、政策の立案過程を県民と共に歩みましょうと、こう書く訳ですから、そこはきちりやって、まさにこれが一番お手本でやればいいと思うんですよね。ですから、従来あの業者などがやっていますけど、最終的にある程度固めちゃって、パブコメでどうだっていって、ここはこうでこうです、直しました。でなくて、その前に丁寧に聞くという過程を一回踏むということが大事だと思いますけれど、そこはぜひ一度確認してほしいと思います。

前島委員長 県民への手続きの手順は、まず私たちが骨格を固める、つくと、それでその形を検討委員会案として、全員協議会にかけ、全員協議会の中でさまざまな意見が出ると思います。その意見を尊重させていただきながら、付け加える部分は付け加えて、その形ができたところで、県民の皆さんに、公聴会またはパブリックコメントこれは決めてあるんですが、意見を聞くと、公聴会の問題は、あの今皆さんからいろいろ出たそういうご意見を尊重させてもらいながら、そういう構造的なやり方で進めていかしていただければという提案なんです。だから、その

手順で進めていかないと、全員協議会の全部の県議が知らないうちに、県民の意見というわけにはいかないの、ぜひ尊重してもらいたいと思います。

小越委員 少なくとも、2回は県民の皆さんに投げるといことですね今の話しでいくと。全員協議会でやって、パブコメかけて、それをまたもらってここで検討して、そのあともう一回県民なげてっていう2回やるという意味ですか、今の話しだと。

前島委員長 公聴会が先にしたほうがいいとか、パブリックコメントの後にしたほうがいいかっていうことは、これから議論しましょうっていうこと。今私たちが改革を進めようとしているのは何かっていうことやると、改革を開かれた議会をどうつくるかっていうことですから、皆さんの意見が、そういう意見を聞けって意見が非常に多いわけですので、それはそれとして、また方法を検討させていただくってことで、その県民への手続きは次回にまた議論としていきましょう。ということで、いずれ、その手続きはとるようにしていきましょう、ということですよ。よろしゅうございますか。

委員長が独断で決めるわけにはいかないの、そういうスケジュールで皆さんで議論をして、また全員協議会でもいろんな意見がでてくると思いますので、その上で固めさせていただきたい。その後、県民の方々への手続きの段取りはつきますから、こういうことです。

山田委員 今、この検討方法の中の会長案の中で、素案を提出して全員協議会にかけて、パブコメになっていくんですけども、今までの自分のイメージの中では、私もガチガチに固めたものをするっていうんじゃないんですよ。あくまでも、議員として、自助能力をまずは見せましょうよという意味で言ったんで、勘違いされると困るんですけども。自分の中では、それが骨子案だと思っているんですよ。で、骨子案を一遍全協にかけて、パブリックコメント受けて、それを戻した中で、素案を作って、それをもう一遍全協にかけて、パブリックコメントかけるっていうそういう流れのほうがいいんじゃないかと思うんですけども。もう一階段、県民の意見を聞くスペースっていうかを作ったほうがいいんじゃないかと。

前島委員長 それは、やはり全員協議会の御意見を聞いて、中には、様々な意見があると思うんです。この県民の意見の聞き方について。それを尊重しなければならないと思います。なので、あまりそのことをここで決めるということじゃなくて、そのやり方は全員協議会に諮りながら進めていきたいと思います。こういう手続を進めていきたいと。

いずれにしろ、県民の意見を聞くってことの重要性は共有されたわけですので、できるだけそのことは、検討委員会として、全員協議会に提案をして、皆さん方の御意見をあれして手続をとりましょうと。こちらのほうで先に全員協議会をやらないうちに、こうした方針を県民の方に移していくということについては、非常に慎重にやらなければいけない手続だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。でも、我々の意見は共有しているのは、県民の意見を大事にしましょうということでは、共有しているわけですから。よろしゅうございませうでしょうか。それでは、次回から、条文を含めて皆さんの案を含めて、活発な御意見を交換したり、皆さんそれぞれ案をお持ちであればそれも作って持ち寄ってもらったりして、進めていきたいと。

その他ですが、それではよろしゅうございませうか。今日のだいたいの議論。……については、次回の議論のあり方。

山田委員 次回は明日ということですよ。間違いなく議長案が提出されて、ってこと

でいいんですよ。

前島委員長 議長案もですけども、皆さんがこういう点を、永井さんがお話しされたように、今なぜ私たちがつくろうとしているか・・・。

(「では、それを骨子だけ持ってくればいいのか」との声あり)

前島委員長 こういう点を検討すべきだとかというもの。文章は後でもいいですから。项目的でいいですから。

(「前文だけでなく、中もということか」との声あり)

前島委員長 もちろんです。 中もです。 では、よろしゅうございますか。

(「はい」との声あり。)

前島委員長 では、以上をもちまして本日の検討委員会を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

以 上

山梨県議会基本条例案検討委員会委員長 前島 茂松